

平成 30 年度 福島市 包括外部監査の結果報告書の概要

平成 31 年 3 月 26 日

包括外部監査人 公認会計士 鈴木和郎

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び福島市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成三十年一月十二日条例第四号)第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)及び監査対象先

(1) 外郭団体の財務に関する事務の執行について

監査の対象とした法人は以下の通りである。

担当部局	法人名	設立年月	資本金・基本財産		福島市の出資等		出資 比率%
			金額(円)	株数	金額(円)	株数	
商工観光部	福島地方土地開発公社	1973年5月10日	10,000,000	—	5,600,000	—	56.0
商工観光部	福島市観光開発株式会社	1977年4月12日	40,000,000	6,560	33,000,000	5,300	82.5
商工観光部	一般財団法人福島市中小企業 福祉サービスセンター	1978年5月 1日	50,000,000	—	50,000,000	—	100.0
総務部	公益財団法人福島市振興公社	1984年3月31日	42,000,000	—	42,000,000	—	100.0
総務部	株式会社福島テクノサービス	1992年2月14日	20,000,000	400	5,000,000	100	25.0
教育委員会	公益財団法人福島市スポーツ振 興公社	1994年6月 1日	300,000,000	—	300,000,000	—	100.0
商工観光部	株式会社飯野町振興公社	1994年9月30日	10,000,000	100	5,100,000	51	51.0
商工観光部	株式会社福島まちづくりセンター	1995年7月31日	100,000,000	2,000	45,000,000	900	45.0

(2) 補助金の支出に係る事務の執行について

監査の対象とした補助金は、福島市が平成 29 年度において交付した 100 万円以上の補助金 157 件、7,463,595 千円より、総額 2 千万円以上、かつ、補助事業者 1 件当たり 1 千万円以上の補助金を中心として抽出した 25 件である。

3. 監査対象期間

平成 29 年度(自 平成 29 年 4 月 1 日 至 平成 30 年 3 月 31 日)を監査の対象とした。ただし、必要に応じて平成 29 年 3 月 31 日以前または平成 30 年 4 月 1 日以後の各年度も対象とした。

4. 外部監査の実施期間

平成 30 年 5 月 10 日から平成 31 年 3 月 26 日まで

5. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見の主な内容は以下の通りである。なお、「指摘」とした事項は、法令、条例、規則、要綱等に照らして合規性の観点から不正または不当なもの、財務の執行等に関して 3E(経済性、効率性、有効性)の観点から改善すべきと監査人が判断したものである。

また、「意見」とした事項は、合規性に関して不正または不当とは判断しないが改善が望ましいもの、3Eの観点から将来に向けて改善することが望ましいと監査人が判断したものである。

※3E(経済性: Economy、効率性: Efficiency、有効性: Effectiveness)

(1) 外郭団体の財務に関する事務の執行について

①法人経営の健全性・安定性(全般的事項)

(ア)決算数値に基づく健全性・安定性(指摘)

監査対象の各法人の経営状況に関して、福島地方土地開発公社を除き、実質債務超過や大幅な赤字など、事業の持続可能性等に重要な問題を有する法人は無いものとする。換言すれば、福島地方土地開発公社を除くいずれの法人も、経営の健全性や安定性に関しては、当面の大きな課題は認められない。

福島地方土地開発公社に関しては、平成30年6月に議会承認された第三期福島地方土地開発公社(福島市事務所)経営健全化計画(以下、「第三期計画」という。)に基づいて経営改善途上にあるが、後述する通り、多額の長期保有土地(公有用地及び完成土地等)を有している。この長期保有土地の買戻しと事業化・売却等については、経営健全化計画を前倒ししてでも、早期の処理を進めるべきと考える。

(イ)ガバナンス体制等に基づく健全性(指摘)

法人経営のガバナンスや組織的運営については、共通の指摘事項として、株主総会、取締役会、評議員会、理事会等の意思決定機関において、一部法令に準拠していない取扱いが見受けられた。これらは法令解釈の誤りや検討不十分によるものが多く、実際の法人運営上の重要な問題となるものは少ないという印象であるが、改めて関連法令を確認した上、法令遵守による組織運営に努めていただきたい。

②決算書類の作成及び会計処理の適正性(会計処理等)

(ア)資金(現金預金)管理(指摘)

一般的に現金や預金の資金管理が不十分である。これは、資金管理に係る内部統制の問題でもあり、不正や誤謬の発生リスクを高める可能性がある。現金及び預金の適時かつ網羅的な記帳と、定期的な確認を行うべきである。その上で、預金や有価証券に関しては、年度末には残高証明書等の外部証憑を入手し、会計帳簿との不整合がないことを確認すべきである。

(イ)引当金の計上(指摘)

発生主義に基づいて賞与引当金を計上すべきと指摘した法人が4先、退職給付引当金を計上すべき又は計上不足と指摘した法人が3先ある。法人の財政状態を把握するため、株式会社のみならず、一般財団法人及び公益財団法人も、これらの引当金について適正な金額を計上すべきである。

③特に重要と考える事項

(ア)福島地方土地開発公社が10年以上保有する土地への今後の対応(指摘)

福島地方土地開発公社が10年以上保有する土地の残高は平成29年3月末で9,320百万円であり、全国の市区町村土地開発公社642社のうちワースト6位である。平成30年3月末においても、10年以上保有する土地が8,852百万円あり、未だ多額の残高を有している。

これに対して、市では、平成30年6月に議会承認された第三期計画に基づいて、平成30年度以後の8年間で順次買戻し及び民間売却を予定している。また、これらの土地の一部は原発避難者の仮設住宅等として現在も使用されている。

しかし、平成 33 年度以後に買取・売却予定としている土地 7,184 百万円(公有用地 3,284 百万円及び完成土地等 3,900 百万円)のほとんどは、現在の状況からすると事業用地として利用するまでには相当の期間がかかり、かつ、その立地や土地の形状などから民間への売却や利活用が困難と思われる物件も存在する。また、公有用地及び完成土地等見合いの借入金約 80 億円に係る利息に対する補助金(現年度分支払利息補助金)が、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年累計で約 3 億円、毎年平均 6 千万円以上支出されている。

福島市では、福島駅東口の再開発、市役所本庁舎西棟の建設、老朽化した市民会館、公会堂、図書館本館などの施設の更新・統合など、多額の財政負担を要する事業がある。これらの将来に向けての施設整備も重要であるが、借入利息の金利負担を考えれば、いわゆる塩漬け土地に係る借入金返済の優先順位は高いものと考えられ、買戻しを先送りすることなく、早期に実施すべきと考える。次の世代に向けて施設を整備更新することだけでなく、負の遺産を残すことがないように最大限の努力をすることも、非常に重要な課題である。

(イ) 公有地取得事業(公有用地)に係る土地の評価(意見)

福島地方土地開発公社の公有地取得事業に係る土地の平成 30 年 3 月末残高のうち、第三期計画において計画 3 年目の平成 32 年度(2020 年度)末までに取得される予定がない 3,284 百万円は、福島市が取得しても事業化困難な土地が多い。このため、改めて事業化可能な土地とそれ以外の土地に区分して、事業化困難なために民間への売却等を想定している土地は、特定土地に準じて簿価の評価減を行うことが望ましいと考える。この公有用地 3,284 百万円について、仮に全て事業化の見込がないものとして概算時価により評価替えした場合は、約 2,136 百万円の評価減が必要となる。

(ウ) 土地造成事業(完成土地等)に係る土地の評価(指摘)

福島地方土地開発公社の土地造成事業に係る土地の平成 30 年 3 月末残高のうち、松川工業団地及び福島研究公園 I 工区、II 工区ともに、時価が帳簿価額の 50%以上下落している。したがって、土地開発公社経理基準要綱に基づき、いずれの土地も時価まで評価減を行なうべきである。平成 30 年 3 月末の完成土地等 4,562 百万円のうち、評価減すべき金額は約 3,375 百万円である。

(エ) 公益財団法人福島市スポーツ振興公社の指定管理料の精算処理(指摘)

指定管理料の年度末精算時に、中央市民プールの修繕費として計上されていた経費の一部に、十六沼公園の給水管及びポンプ等の修繕工事が含まれていた。結果として、本来、平成 29 年度において十六沼公園の指定管理料の対象となる経費が、中央市民プールの指定管理料の対象となる経費から支出されている。これは指定管理者基本協定書の趣旨に反するものであり、このような予算流用は厳に慎むべきである。今後は、このように事実と異なる取扱いをして必要な経費の支出を行うことがないように、施設の利用や安全確保等のため、緊急かつ必要不可欠の経費支出に備えた対応が必要と考える。

(オ) 公益財団法人福島市スポーツ振興公社の定期預金の過大計上(指摘)

平成 30 年 3 月末日の貸借対照表において、定期預金残高の過大計上により、資産が 13,881 千円過大に計上されていた。預金が過大に計上されたのは、4 月 2 日に行われた定期預金の預け替えが、3 月決算で会計処理されていたことが主たる原因である。なお、同時に退職金に係る未払金が二

重計上により 13,881 千円過大に計上されているため、一般正味財産増減額及び正味財産残高への影響はない。

(2) 補助金の支出に係る事務の執行について

①補助金全体に係る共通事項

(ア)補助金交付対象経費の明確化(指摘)

他の自治体の包括外部監査でも同様の指摘が多いが、福島市においても、各補助金の交付要綱において、補助対象経費の範囲が不明確であり、要綱に照らして補助対象経費が適切に算定されているかを客観的に確認できないものが多い。補助金の透明性と補助対象経費の客観性(どのような事業のどのような費用を交付対象とするのかを明確にする)を高めるために、補助金の交付対象とする経費の費目及び範囲を要綱等に明記すべきである。

(イ)補助事業等実績報告書等の提出期日(意見)

今回監査対象とした補助金のうち 4 件は、いずれも補助事業等実績報告書が平成 30 年 3 月 31 日付で提出されており、添付書類として決算書等が添付されている。しかし、3 月末時点で確定数値を提出することは実質的に不可能である。3 月末時点ではいったん見込数値を入手し、実績数値が確定した段階で見込額との差を調査するなどの方法が望ましいと考える。

②特に重要と考える事項

(ア)補助金の算定基準(救急告示病院運営費補助金～指摘)

①公的病院等

公的病院等に対する現状の補助金の算定方法は、病床保有数のみを基準としており稼働状況を加味していない。この結果、平成 29 年度の補助金の実績では、救急搬送患者の実際の受入者数が最も少ない病院に対する補助金が最大となっている。これは当補助金の趣旨に合致しない面があり、補助金の有効性の観点から補助金の算定基準を改定すべきである。

②私的病院

私的病院の補助金算定方法は、上期の救急搬送受入傷病者数を 2.05 倍して算定することになっている。この算式に基づいて算定された平成 29 年度の実績を確認したところ、1 つの病院の救急搬送受入傷病者数は、平成 29 年 4 月～9 月では 342 名だが、年間では 501 名にとどまっていた。救急搬送受入傷病者数の年間実績が上期の 2.05 倍の人数と大きく乖離する場合は、実績に基づいて補助金額を増減することができるようにすべきである。

(イ)補助金額の再検討(公益財団法人福島市振興公社運営費補助金～意見)

本補助金の補助対象者である公益財団法人福島市振興公社は収益事業も営んでおり、平成 30 年 3 月期決算の収益事業は 58,444 千円の黒字であり、法人全体でも 14,043 千円の黒字であり、平成 30 年 3 月末の正味財産残高は 240,253 千円である。今後の事業計画において大幅な赤字や多額の設備投資などの予定がないのであれば、補助金交付の必要性について、当公社が実施する公益事業に対する他の補助金を含めて、再検討することが望ましい。

以上

参考資料

1. 市区町村土地開発公社の長期保有土地残高(10年以上保有額)上位 20 先 ※

(金額単位:百万円)

順位	都道府 県名	公社名	a.28年度末			b.5年以上保 有額	b/a %	c.10年以 上保有額	c/a %
			保有額計	公有地先行 取得	土地造 成				
1	埼玉県	川口市土地開発公社	15,308	15,308	0	15,308	100	15,308	100
2	愛知県	春日井市土地開発公社	13,637	13,637	0	13,637	100	12,715	93.2
3	千葉県	柏市土地開発公社	12,237	12,237	0	12,237	100	12,237	100
4	埼玉県	越谷市土地開発公社	12,137	12,137	0	12,137	100	12,137	100
5	大阪府	交野市土地開発公社	10,396	10,396	0	10,396	100	10,358	99.6
6	福島県	福島地方土地開発公社	9,940	5,299	4,641	9,320	93.8	9,320	93.8
7	埼玉県	春日部市土地開発公社	8,269	8,269	0	8,269	100	8,269	100
8	東京都 (市町村)	日野市土地開発公社	8,347	8,347	0	7,662	91.8	7,662	91.8
9	鳥取県	鳥取市土地開発公社	9,212	1,764	7,448	7,336	79.6	7,336	79.6
10	香川県	高松市土地開発公社	7,051	7,051	0	6,851	97.2	6,851	97.2
11	神奈川県	藤沢市土地開発公社	9,582	9,582	0	6,818	71.2	6,409	66.9
12	富山県	富山市土地開発公社	6,905	6,905	0	6,311	91.4	5,792	83.9
13	三重県	津市土地開発公社	5,942	808	5,134	5,768	97.1	5,642	95
14	大阪府	枚方市土地開発公社	6,949	6,949	0	5,652	81.3	5,494	79.1
15	兵庫県	西宮市土地開発公社	11,047	11,037	10	5,338	48.3	5,338	48.3
16	埼玉県	戸田市土地開発公社	5,680	5,680	0	5,245	92.3	5,226	92
17	神奈川県	鎌倉市土地開発公社	5,151	5,151	0	4,917	95.5	4,917	95.5
18	長野県	諏訪市土地開発公社	4,821	4,450	371	4,821	100	4,821	100
19	長野県	上田市土地開発公社	4,839	4,754	85	4,562	94.3	4,562	94.3
20	島根県	松江市土地開発公社	4,363	2,399	1,964	4,363	100	4,363	100

※ 総務省から公表された「平成 28 年度土地開発公社事業実績調査結果概要」のデータを加工して作成した。

参考資料

2. 公有用地及び完成土地等の処分・財政負担計画

(単位:百万円)

資産区分 (事業名)	H30/3 簿価	減少額				H32 年度 末残高	減少額						H37 年度 末残高	
		H30 年度	H31 年度	H32 年度	計		H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	計		
公有 用地	金谷川団地	1,027	0	0	0	0	1,027	205	205	205	205	207	1,027	0
	飯坂 IC 周辺用地	2,272	130	345	19	494	1,778	350	350	200	200	170	1,270	508
	中荒子用地	126	126	0	0	126	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮代用地	441	0	0	0	0	441	0	0	0	0	0	0	441
	飯坂町地区用地	300	0	0	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0
	方木田茶屋下線 用地	86	0	86	0	86	0	0	0	0	0	0	0	0
	公共事業代替地	37	0	0	0	0	37	0	0	0	0	0	0	37
	合計	4,289	256	431	319	1,006	3,283	555	555	405	405	377	2,297	987
完 成 土 地 等	上名倉工業団地	39	0	39	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島工業団地 宮沢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松川工業団地	1,023	0		624	624	399	399	0	0	0	0	399	0
	福島研究公園 I 工区	1,860	0	0	0	0	1,860	0	0	0	0	0	0	1,860
	福島研究公園 II 工区	1,641	0	0	0	0	1,641	0	0	0	0	0	0	1,641
	合 計	4,563	0	39	624	663	3,900	399	0	0	0	0	399	3,501

(注1) 上記の表は「第三期福島地方土地開発公社(福島市事務所)経営健全化計画」の数値を記載しており、「包括外部監査の結果報告書」の文中に記載している金額と端数が一致しない場合がある。

(注2) 公有用地は原則として市が事業用資産等として買取るものだが、飯坂IC周辺用地の平成 32 年度以後の太字は民間への売却予定額である。また、網掛部分は平成 32 年度末で残高として残るものである。